

黒石市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定に関する規則

(平成29年2月20日規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）における指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定有効期間)

第2条 省令第140条の63の7に規定する指定有効期間は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問介護（法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。以下同じ。）又は介護予防通所介護相当サービス及び通所介護（法第8条第7項に規定する通所介護又は同条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）を一体的に運営（同一法人が、同一建物内において一体的に運営している場合をいう。）している指定事業者の指定有効期間は、当該訪問介護又は通所介護の指定有効期間が満了する日までとすることができる。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者及び法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとする者は、黒石市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）申請書（様式第1号）を事業を開始する日又は指定有効期間が満了する日の2か月前までに市長に提出するものとする。

(指定の通知等)

第4条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、指定の適否を判断し、指定をすることと決定した場合にあっては黒石市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（様式第2号）により、指定をしないことと決定した場合にあっては黒石市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

（指定の拒否）

第5条 市長は、第3条に規定する事業者の指定を行うことにより、黒石市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合や、地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者に係る指定をしないことができる。

（変更の届出）

第6条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号まで、第12号及び第14号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更があった日から10日以内に、変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（事業の廃止、休止又は再開の届出及び便宜の供与）

第7条 指定事業者は、指定を受けているサービスを廃止し、又は休止しようとするときはその廃止又は休止の日の1か月前までに、再開をしようとするときはその再開の日から10日以内に、黒石市介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該事業所においてサービスを受けている者であって、当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き従前のサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるように関係機関との連絡調整等の便宜の提供を行わなければならない。

(指定事業者の指定の取消し等)

第8条 市長は、指定事業者が法第115条の45の9のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者の指定の取消し又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(事業者情報の提供)

第9条 市長は、第3条から前条までの規定による指定及び指定の更新又は届出の受理又は指定の取消し若しくは効力の停止(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 指定年月日、指定更新年月日及び指定変更年月日

(4) 事業開始年月日及び指定有効期間満了日

(5) 事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止期間

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、指定事業者の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に必要となる行為に限り、この規則の施行の日前においても行うことができる。